

- 宮城県では、特に県南地域においてイノシシの被害が多く、捕獲隊隊員の高齢化が進む中での強化が課題。
- 県が中心となって、捕獲の人材不足を解消するために鳥獣被害対策専門指導員等を配置。
- 県警等に銃所持等に係るアドバイス을もらいながら、県大河原地方振興事務所の体制を整備。
- 現在、地域の鳥獣被害対策実施隊とも連携しながら、箱わなによる捕獲をメインに活動。

宮城県の課題

- 特に県南地域においてイノシシによる農作物被害が多く、生息域の拡大に伴い、捕獲される区域も拡大。

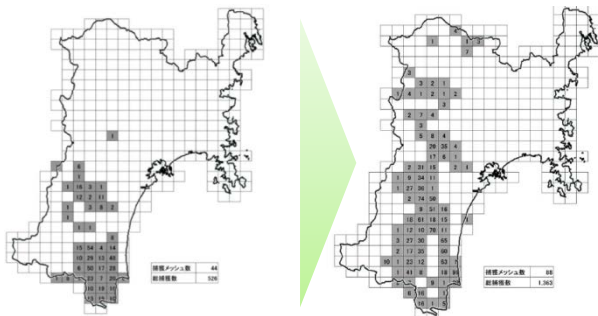
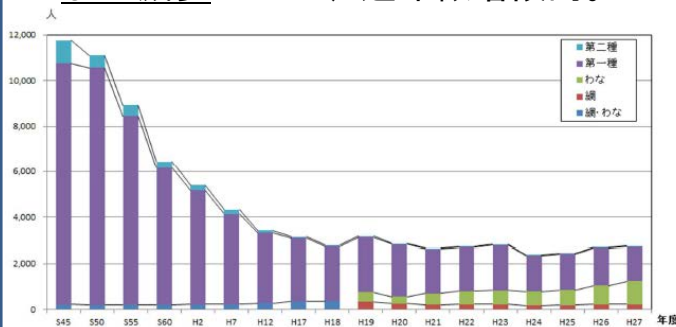


図9 平成18年度狩猟捕獲メッシュ 図11 平成27年度狩猟捕獲メッシュ

- 狩猟者数はピーク時に比べ1/4以下まで減少したが、近年微増傾向。



グラフ 狩猟免許種別所持者数

専門指導員等の配置

- 捕獲推進及び被害対策の強化を図るため、専門指導員等（非常勤）の配置。

<専門指導員の業務>

- ・ 有害捕獲及び個体数調整
 - ・ 市町村、猟友会との連携・協力
 - ・ 被害防除 等
- （銃猟・わな猟免許が必要）

<指導員の業務>

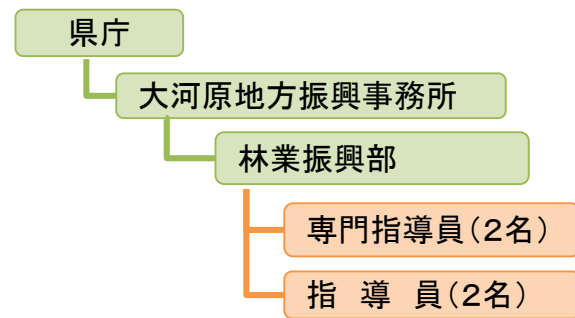
- ・ 市町村の被害対策の支援
- ・ 農家等への指導・助言
- ・ 被害状況の調査 等

※採用時は指導員。狩猟免許等取得後に専門指導員となる。

- 委嘱の要件として、法令に基づき職務で銃を所持できる公務員として25年以上勤務した者等を規定。
- 銃の所持に当たっては、県警とも相談しつつ、振興事務所の体制を整備。

専門指導員等の配置の結果

- 平成29年度に配置し、同年に2名委嘱（現・専門指導員）。30年度に新たに指導員2名を委嘱。



- 現在、県の所有する箱わなによる捕獲活動を実施中（銃は止め刺しに活用）。

【今後の課題】

- 現在、専門指導員等の活動範囲が2町に限られており、振興事務所管内へと広げていきたい。
- 専門指導員等の活動内容の充実を図っていきたい。